

和歌山県HACCPシステム認証制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、食品等事業者のHACCPシステムについて、コーデックス委員会策定の「食品衛生の一般原則」の付属文書「HACCPシステムとその適用のためのガイドライン」(以下「コーデックスのHACCPガイドライン」という。)に示されたHACCP適用のための論理的な順序に則り、食品等事業者が食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第51条第1項に規定する公衆衛生上必要な措置を定め、遵守していることを確認し、認証することを目的とする。

(対象事業者)

第2 認証の対象となる事業者は、法第55条第1項に規定する営業の許可を受けている者及び法第57条第1項の規定による届出を行った者であって、和歌山県内に施設を有する者とする。

(認証の申請)

第3 認証を受けようとする事業者は、施設ごとに申請するものとする。ただし、必要に応じて別表1に定める食品等の分類により取扱品目を限定して申請することができる。

2 認証を受けようとする事業者は、認証申請書(別記第1号様式)に別表2に定める書類を添え、当該施設の所在地を管轄する保健所(支所)若しくは、当該施設の所在地が和歌山市の場合は、環境生活部生活局生活衛生課(以下「保健所等」という。)に提出するものとする。

(認証)

第4 知事は、第3の規定による申請を受けたときは、申請者の定める公衆衛生上必要な措置の実施状況を検査する。

2 知事は、前項の検査の結果、申請者の定める公衆衛生上必要な措置が、別表3に定める認証基準に適合し、適切に運用していると認めるときは、その旨を認証するものとする。

(認証書の交付等)

第5 知事は、第4の規定により認証を行った場合は、当該認証を受けた事業者(以下「認証事業者」という。)に対し、認証書(別記第2号様式)を交付するものとする。

(認証の更新申請)

第6 認証事業者が、認証の有効期間満了に際し引き続き認証を受けようとする場合は、認証の有効期間が満了する日の3か月前までに、認証更新申請書(別記第3号様式)を保健所等に提出するものとする。

2 第4の規定は、前項の規定による更新申請に係る認証について準用する。

(認証事項の変更申請)

第7 認証事業者は、認証を受けた事項を変更(軽微な変更を除く。)したときは、認証事項変更申請書(別記第4号様式)に変更した書類を添え、速やかに保健所等に提出しなければならない。

2 取扱品目の変更にあつては前項に規定する書類のほか、現に受けている認証書を併せて提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請を受けたときは、申請者の定める公衆衛生上必要な措置の実施状況を検査する。

4 知事は、第2項に規定する事項の変更申請があつたときは、認証書を書き換えて交付するものとする。

(認証事項の変更届)

第8 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、認証事項変更届出書(別記第5号様式)に変更した書類を添え、速やかに保健所等に提出しなければならない。

- (1) 認証事業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 認証事業者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
- (3) 施設の名称
- (4) 申請書類の内容の変更(第7の規定による変更を除く。)

2 前項第1号から第3号までの規定に該当する事項の変更にあっては、前項に規定する書類のほか、現に受けている認証書を併せて提出しなければならない。

3 知事は、第1項の第1号から第3号までの規定に該当する事項の変更に係る届出があったときは、認証書を書き換えて交付するものとする。
(認証の有効期間)

第9 第3及び第6の規定による認証の有効期間は、認証の日から起算して3年間とする。

2 第6の規定による申請があった場合において、前項に規定する有効期間の満了日までにその申請に対する処分がなされない場合には、従前の認証が有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間はその効力を有するものとする。
(認証書の再交付等)

第10 認証事業者が、交付された認証書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、認証書再交付申請書(別記第6号様式)を保健所等に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請を行った認証事業者に対し、認証書を再交付するものとする。

3 前項の規定により再交付を受けた認証事業者は、亡失した認証書を発見したときは、速やかに保健所等に提出しなければならない。
(認証の辞退等)

第11 認証事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証辞退(若しくは廃止)届出書(別記第7号様式)に現に受けている認証書を添え、速やかに保健所等に提出しなければならない。

(1) 自ら認証を辞退しようとするとき。

(2) 認証を受けたHACCPシステムを廃止したとき。

2 認証の申請を行った者が認証を受ける前に申請を取り下げようとするときは、認証申請取下げ申出書(別記第8号様式)を速やかに保健所等に提出しなければならない。
(認証後の立入検査)

第12 知事は、定期的にはまたは必要に応じて認証に係る施設に立ち入り、当該認証に関する衛生管理の履行状況について検査することができる。

2 知事は、前項の規定による検査の結果、認証事業者が行う衛生管理が別表3に定める認証基準に適合しないと認めるときは、認証事業者に対して改善を指示することができる。
(認証の取消し)

第13 知事は、認証事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、その認証を取り消すことができる。

(1) 提出された書類の記載内容等に虚偽が判明したとき。

(2) 別表3に定める認証基準への不適合が判明し、改善を指示しても改善されないとき。

(3) その他知事が認証を取り消すことが適当と認めたとき。

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該認証事業者に対し認証取消通知書(別記第9号様式)を交付するものとする。

3 認証事業者が第1項の規定により認証を取り消されたときは、認証書返納届出書(別記第10号様式)に現に受けている認証書を添え、速やかに保健所等に提出しなければならない。
(手数料)

第14 第3、第6及び第7に規定する申請者は、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(標準処理期間)

第15 本要綱に基づく申請があった場合、次の各号に掲げる期間内に当該申請に対する処分を行うよう努めるものとする。

(1) 認証の申請 90日

(2) 認証の更新申請 90日

(3) 認証事項の変更申請 90日

2 上記の期間には、次に掲げる期間は含まないものとする。

- (1) 当該申請を補正するために要する期間
- (2) 申請者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- (3) 申請者が当該申請に係る検査に必要と認められる資料を追加するために要する期間
(認証事業者の公表)

第16 知事は、認証事業者の名称等を公表するものとする。

(その他)

第17 その他認証の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。